



# 青森県報

第二千二百五号

平成十五年七月二十八日(月曜日)

## 目次

### 告 示

結核予防法による医療機関の指定……………(健康医療課) ……一  
 公有水面埋立ての免許……………(漁港漁場整備課) ……一

### 公 告

開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) ……二  
 建設業者の許可の取消し……………(八戸県土整備事務所) ……三

### 出先機関

道路の位置の指定……………(十和田県土整備事務所) ……三

### 公安委員会

型式の検定適合遊技機……………(生活安全企画課) ……三  
 青森県暴力追放運動推進センターの代表者の氏名変更……………(暴力対策課) ……四

## 告

## 示

青森県告示第四百九十号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、同法

第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第四百二十二号)第二条の六第一項の規定により告示する。

平成十五年七月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
花園薬局	青森市花園二丁目四三の二五	平成二五・七・二七

青森県告示第四百九十一号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成十五年七月十八日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成十五年七月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 免許を受けた者の住所及び名称

下北郡佐井村大字佐井字糠森二〇

佐井村

2 代表者の住所及び氏名

下北郡佐井村大字佐井字糠森二〇

佐井村長 太田 健一

二 埋立区域

1 位置

下北郡佐井村大字長後字沼ノ平七九の一に隣接する国有林の地先公有水面

2 区域

次の 地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及び の地点と の地点とを結ぶ春分・秋分の日の満潮位における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

の地点 下北郡佐井村大字長後字福浦地内に設置された「国家三角点三等八柄

間」(北緯四一度一九分二二・四九五六秒、東経一四〇度四八分二四・二〇二八秒) から三四九度四〇分五七秒九五四・八〇メートルの地点

の地点 地点から二六九度二三分四四秒一六・五九メートルの地点

の地点 地点から三三五度〇五分〇八秒一五・七二メートルの地点

の地点 地点から二二四度四〇分三〇秒一四・〇九メートルの地点

の地点 地点から三三一度〇六分三三秒一一・一四メートルの地点

の地点 地点から一四一度五四分二五秒八四・五二メートルの地点

の地点 地点から八一度五四分二八秒九・〇〇メートルの地点

の地点 地点から三五一度五四分二四秒四六〇・〇〇メートルの地点

3 面積

二、九二六・七〇平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

下北郡佐井村大字長後字沼ノ平七九の一に隣接する国有林の地先公有水面

2 区域

次の 地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及び の地点と の地点とを結ぶ春分・秋分の日の満潮位における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

の地点 下北郡佐井村大字長後字福浦地内に設置された「国家三角点三等八柄

間」(北緯四一度一九分二二・四九五六秒、東経一四〇度四八分二四・二〇二八秒) から三五〇度一六分四八秒九五三・一五メートルの地点

の地点 地点から二六九度二三分四七秒二六・六七メートルの地点

の地点 地点から三三五度〇五分〇八秒一五・七二メートルの地点

の地点 地点から二二四度四〇分三〇秒一四・〇九メートルの地点

の地点 地点から三三一度〇六分三三秒一一・一四メートルの地点

の地点 地点から一四一度五四分二五秒九〇・一五メートルの地点

の地点 地点から八一度五四分二八秒二四・七七メートルの地点

の地点 地点から三五一度五四分二四秒七〇・〇〇メートルの地点

3 面積

四、九三五・八五平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

公 告

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年七月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域(工区)に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
上北郡上北町中央北二丁目二七の五、二九の八、二九の一〇、三二の一〇〇及び三二の七〇四	岩手県久慈市田屋町第一地割一四の一 株式会社朝日
十和田市大字赤沼字下平二四二の八六及び二四二の三三三から二四二の三二七まで	十和田市西二十三番町五五の三八 有限会社鈴木住販
十和田市大字三本木字稲吉一五の三九、一五の一四六、一五の三九四、一五の三九六及び一五の三九八から一五の四〇七まで、字稲吉一五の一四九先及び一五の四〇六先(国有財産)	十和田市東二十三番町一六の六 有限会社アーバン不動産

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年七月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社庄司興業所
- 二 代表者の氏名 庄司 肇
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市一番町二丁目九の九
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第一六七九号
- 五 取消年月日 平成十五年七月十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築、大工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成十五年七月十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

十和田県土整備事務所告示第三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土整備部建築住宅課、十和田県土整備事務所及び野辺地町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年七月二十八日

十和田県土整備事務所長 清 藤 栄

位 置

上北郡野辺地町字一十平九三の四

延 長

六一・六〇メートル  
一〇・〇〇メートル

幅 員

六・〇〇メートル  
六・〇〇メートルから  
八・〇〇メートルまで

指 定  
年 月 日

平成  
一五・七・二

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第四十三号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百一十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認められたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十五年七月二十八日

青森県公安委員会委員長 榎 引 利 貞

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CRギヤWHF14	マルホン工業株式会社
"	CRバック・トゥ・ザ・フューチャーFC	奥村遊機株式会社
"	CRバック・トゥ・ザ・フューチャーH	"
"	CRバック・トゥ・ザ・フューチャーHC	"
"	CRバック・トゥ・ザ・フューチャーIS	"

〃	ツインバーストX	株式会社マツヤ商会
〃	チャーリーズエンジェルFT	株式会社ロデオ
〃	ジンジン 30	〃
回胴式遊技機	フルフル	株式会社ラスタ
〃	CRマジカルツア	株式会社エース電研
〃	CRおまつりマンボP	〃
〃	CRおまつりマンボR	タイヨーエレクトク株式会社
〃	CRバック・トゥ・ザ・フューチャーFCZ	〃

青森県公安委員会告示第四十四号

青森県暴力追放運動推進センターにつき、平成七年四月十二日青森県公安委員会告示第十七号に係る公示事項の一部を平成十五年七月二十八日に変更するので、暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）第二条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成十五年七月二十八日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 利 貞

変更前

一 代表者の氏名 木村 守男

変更後

一 代表者の氏名 三村 申吾

発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
----------------------------------	--------------------------------------

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭